



## 令和5年度税制改正大綱

**ASAHI IPO NEWS LETTER** は、IPOを目指す企業向けに税務・会計に関する情報提供を目的として発行しています。当NOでは令和5年度税制改正大綱からIPO準備企業に関連する項目を中心に上げます。

### <Point>

- ◆ 「ストックオプション税制の権利行使期間の拡充」「株式交付制度の見直し」はIPOを目指す企業の資本政策に影響を及ぼす可能性があります。
- ◆ エンジェル投資家が保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制が創設され、スタートアップへの資金供給が強化されます。

項目	内容	適用時期等
法人税	研究開発税制の拡充 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われます(所得税も同様)。 ①税額控除率が見直され、その下限を1%(現行2%)に引き下げた上、その上限を14%(原則10%)とする特例の適用期限が3年延長されます。 ②令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増加試験研究費割合に応じて加減算する特例が創設されます。 ・4%を超える部分1%あたり当期の法人税額の0.625%(5%を上限)を加算 ・▲4%を下回る部分1%あたり当期法人税額の0.625%(5%を上限)を減算	①令和8年3月31日までに開始する事業年度まで延長 ②令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用
	暗号資産の評価方法等の見直し 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、一定の要件に該当する暗号資産が除外されます。	大綱に明記無し
	株式交付制度の見直し 株式交付制度利用時に株式譲渡損益が繰り延べられる特例について、対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合は除外されます(所得税も同様)。	令和5年10月1日以降の株式交付より適用
消費税	インボイス発行事業者となる免税事業者の納税額の負担軽減措置の創設 消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと、または、課税事業者選択届出書を提出することによる消費税の納税額の負担軽減を図るため、納税額を売上にかかる消費税額の2割に軽減する措置が講じられます。	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間について適用
	中小企業者等に対するインボイス制度の事務負担の軽減措置の創設 基準期間における課税売上高が1億円以下である等の一定の事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となる制度が創設されます。	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて適用
	少額な返還インボイスの交付義務の免除 値引き等が少額(売上げに係る対価の返還に係る税込価額が1万円未満)の場合には、適格返還請求書(返還インボイス)の交付義務が免除されます。	令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につぎ行う売上げに係る対価の返還等について適用
その他	電子帳簿保存法等の見直し ①現行の有償措置は適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。 ②システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者について、従前の出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることを可能にしている場合には、検索機能の確保の要件等が不要とされるよう見直されます。 ③スキヤナ保存制度は、解像度等の要件、確認要件、相互関連性要件等が見直されます。	令和6年1月1日以後適用

項目	内容	適用時期等
ストックオプション税制の権利行使期間の拡充	一定の株式会社について税制適格要件のうち、権利行使期間が緩和されます。 改正前・・・付与決議の日から2年超かつ10年以内 改正後・・・付与決議の日から2年超かつ15年以内 なお、一定の株式会社とは以下の要件を全て満たすものをいいます。 ・設立の日以後5年未満の株式会社 ・金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社 ・その他の要件	大綱に明記無し
特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例	①設立1年未満の中小企業(スタートアップ企業)により設立の際に発行される株式(特定株式)を払込により取得した居住者等は、その取得をした年分の一般株式等・上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額を控除することができます。 ②特定株式の取得価額は、①で控除した金額のうち20億円を超える金額を控除した金額となります。 ③エンジェル税制との選択適用となります。	大綱に明記無し
極めて高い水準にある高所得者層に対する課税強化	税負担の公平性の観点から極めて高い水準にある高所得層に対する負担の適正化のための措置が創設され、下記の計算による所得税が課されます。  下記の②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税 ①その年分の基準所得税額×2 ②(その年分の基準所得金額×1 - 特別控除額3.3億円)×22.5%  ※1「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)をいいます。 ※2「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税額とし、附帯税及びこの規定により課す所得税額を除く)をいいます	令和7年分以後の所得税から適用
NISAの抜本的拡充・恒久化	令和6年1月1日から新たな恒久的NISA制度が創設され、一定の投資信託のみを対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業への投資が可能な「成長投資枠」が設けられます(2つの投資枠は併用可能)。 ①年間投資上限額について、つみたて投資枠は現行のつみたてNISAの3倍の120万円に、成長投資枠は現行の一般NISAの2倍の240万円に拡充されます。 ②非課税となる生涯投資枠は買付残高で1,800万円まで拡充されます(現行はつみたてNISAで最大800万円・一般NISAで最大600万円)。	令和6年1月1日以後に適用
暦年課税における相続前贈与の加算の拡大	①暦年課税による贈与された財産を相続財産に加えて相続税の対象とする期間が現行の死亡前3年から7年に延長されます。 ②①は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用(令和9年1月1日以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以降) ③延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算されないこととなります。	左記②の記載のとおり

資産課税・所得税

## Column

今回のニュースレターでは、2022年12月中旬に発表された「令和5年度税制改正大綱」の中でIPO準備会社に関連がある項目を中心に主要なものを取り上げています。政府与党は「令和5年税制改正大綱」の基本的な考え方の中で、スタートアップ企業について『社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めている』とし、スタートアップ企業の成長を促していくためには、『「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実が必要である』という認識を示しています。IPOの世界に身を置く一人として、社会的な課題解決に挑む企業がIPOを達成し、その後のさらなる成長を通じてよりよい社会造りに貢献されていくことを強く願います。また政府が実効性のある制度改正によりスタートアップ企業の支援を継続していくことを期待しています。